



ラオス

生物多様性条約	1996/9/20 加入 1996/12/19 締約国
名古屋議定書	2012/9/26 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/14 加入 2006/6/12 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Dr. Inthavy Akkharath, Assistant to Minister Cabinet Office, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
P.O. Box 2932 Thatdam Road, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 261 196
Fax: +856 21 217 161
E-Mail: inthavymrc@gmail.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Mr. Souroudong Sundara, Vice Minister , Ministry of Science and Technology
P.O.Box 2279 Vientiane Capital, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 732207
Fax: +856 21 740630
E-Mail: souroudong@yahoo.co.uk, kongchaybeechn@yahoo.com, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
Ms. Chay BOUNPHANOUSAY, Director General, National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI)
Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 770094
E-Mail: bp.chay63@gmail.com

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Institute of Biotechnology and Ecology
Km 14 Office, Thangon Road, Ban Doon Teaw, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 740360
Fax: +856 21 740360
E-Mail: bei@most.gov.la, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
掲載なし

※ITPGR の附属書 I の作物については、農業林業省（Ministry of Agriculture and Forestry）、それ以外については科学技術省（Ministry of Science and Technology）が権限を有しているとのこと。（2018 年 10 月、農業林業省及び科学技術省より聞き取り）
ITPGR の附属書 I 以外のものでも農業用の作物（大豆等）は農業林業省の管轄である。（2019 年 8 月、農業林業省より聞き取り）

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ラオスの ABS 国内法令は存在するが、実施のために必要な体制は科学技術省内にできていないとの説明を受けた。（2018 年 10 月、2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り）
- ・ ABS については、2014 年の法律（Biotechnology Safety Law）があり、同法の 20 条（原住民の知識）と 24 条（アクセスと利益配分）が関係している。
- ・ ラオス科学技術省にて ABS に関するガイドラインを作成中。（2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り）
- ・ パンフレット: ”General Procedure for Access and Benefit Sharing (ABS) in Lao PDR”は発行済。（2019 年 8 月、科学技術省から入手）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ ラオス科学技術省への聞き取りによると、遺伝資源の取得・利用に関する国内法はあるとのことであるが、その内容は明らかになっていない。そのため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ ITPGR 附属書 I の作物については農業林業省が権限を有しており、SMTA での移転が可能である。（2018 年 10 月、農業林業省から聞き取り）
- ・ ITPGR 附属書 I 以外の遺伝資源については、科学技術省が権限を有しており、名古屋議定書に基づいた手続きが必要。これらの遺伝資源導入の際は、科学技術省のナショナルフォーカルポイントに e-mail で申し込む。遺伝資源の導入のためには、農業林業省と MOU を締結し、遺伝資源の供給者と合意を取り、コミュニティに対して申込書を提出する。これら文書のスキャンを取って科学技術省に提出する。（2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り）
- ・ 遺伝資源導入までの手続きには 10 日～3 カ月を要する。（サポートドキュメントの種類や数により手続きに要する期間が異なる）
- ・ 国内法令の実施はまだであるものの、ABS クリアリングハウスのホームページには 2020 年 1 月現在、ラオスの国際遵守証明書（Internationally recognized certificate of compliance: IRCC）発行実績として 6 件の記載がある。うち 2 件は日本企業及び大学が取得したものである⁴。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農業林業省

⁴ <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照

- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：植物遺伝資源の保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 協力活動の範囲は、PGRの探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ・ ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGRの利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両者で公正かつ衡平に配分。
 - ・ PGRの交換・移転に際しては、ITPGRの附属書I作物についてはSMTA、それ以外の作物についてはMTAを締結。
 - ・ 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。